

産業建設常任委員会

令和元年6月27日（木）

産 業 建 設 常 任 委 員 会

定例会名 令和元年第1回定例会
招集日時 令和元年6月27日(木) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名
委 員 長 須 藤 京 子
副 委 員 長 伊 藤 裕 一
委 員 柳 井 哲 也
" 藤 田 尚 美
" 諸 橋 太 一 郎
" 山 本 伸 子
" 北 島 登

欠席委員 なし

出席説明員
市 長 根 本 洋 治
副 市 長 滝 本 昌 司
環境経済部長 藤 田 聡
建設部長 山 岡 孝
環境経済部次長 梶 由紀夫
環境政策課長 横 瀬 幸 子
廃棄物対策課長 栗 山 裕 一
農業政策課長 神 戸 千 夏
商工観光課長 大 里 明 子
建設部次長 根 本 忠
建設部次長 長谷川 啓 一
建設部次長兼下水道課長 野 島 正 弘
都市計画課長 榎 本 友 好
空家対策課長 柴 田 賢 治
建築住宅課長 木 村 光 裕
道路整備課長 藤 木 光 二
農業委員会事務局長 結 速 武 史

議会議務局出席者

書
書

記 後 藤 勇 雄
記 飯 田 晴 男

令和元年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 産業建設常任委員会

- | | | |
|-----|-----|--|
| 議案第 | 6号 | 牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 7号 | 牛久市放置自転車等防止に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 13号 | 牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 14号 | 牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 15号 | 牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 16号 | 牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 18号 | 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 23号 | 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |

午前9時56分開会

○須藤委員長 おはようございます。定刻10時からでございますけれども、皆さんお集まりでございますので、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

さきの臨時会で委員長互選の結果、私須藤が委員長に就任いたしましたので、よろしく願いをいたします。

当委員会の所管事項、個人的には私、不明な点が多いものですから、皆様に御迷惑をかけないように、委員の皆様のみまた活発な御意見のもとに、この常任委員会を運営してまいりたいと思いますので、どうぞ皆様よろしく願いを申し上げます。

それでは、副委員長に伊藤委員が就任いたしましたので、ここで御挨拶をお願いいたします。

○伊藤副委員長 副委員長に就任させていただきました伊藤でございます。この委員会は非常に重要課題の多い委員会でございますので、委員長を支えつつ話し合いさせていただきながら、市政発展のため務めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○須藤委員長 次に、改選後初めての委員会ですので新しい委員を御紹介いたします。柳井委員、藤田委員、諸橋委員、山本委員、北島委員です。

次に、執行部におかれましても、新年度の人事異動等もございましたので、説明員の方にも環境経済部長から順に所属とお名前をお願いいたします。

(音声なし)

ありがとうございました。

書記として、後藤君、飯田君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

- 議案第 6号 牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7号 牛久市放置自転車等防止に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13号 牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14号 牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15号 牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16号 牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 23号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

以上の8件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第6号、牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第6号について、提案者の説明を求めます。都市計画課長。

○榎本都市計画課長 都市計画課の榎本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第6号、牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本条例改正につきましては、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が公布され、本年10月1日から、消費税及び地方消費税を合わせた税率が現行の8%から10%に改正されることに伴いまして、牛久駅東口自転車駐車場及びひたち野うしく駅東口自転車駐車場の定期駐車料金を変更するものでございます。

利用料の算出につきましては、現行の金額に108分の110を乗じて10円未満を切り上げた額に改正するもので、資料にお示ししたとおり利用料は別表にまとめられておりますので、別表全体を改正するという内容になっております。

なお、一時駐車料金につきましては、コイン式の機械となっていることから利用料は据え置きとなっております。説明は以上でございます。

○須藤委員長 これより議案第6号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願ひます。山本委員。

○山本委員 山本です、よろしくお願ひいたします。

何点かちょっと確認の意味で御質問いたします。この議案に上がっている自転車の駐輪場と、それからそのあと駐車場ですね、これに関してはたしか牛久都市開発が指定管理者として事業を行っていると思いますが、この指定管理者の期間はいつからいつまでになっているのか、それから指定管理者とした経緯をお聞ひいたします。

また、指定管理者とすることのメリットというものは、何が考えられて行われたかというところをお聞ひしたいと思ひます。

それからもう一件は、ひたち野うしくの駐輪場を私も先日伺ってきたんですけども、今、国体のパネルのPRをやっている2階をちょっと拝見したんですが、下が結構汚れていて、鳥のふんとかで、シートは敷いてあるんですが、せっかくの展示をゆっくり見れるような気分にはとてもなれないような状態でした。そういう意味ではあそこのひたち野うしく、あと牛久駅も含めて駐輪場の管理はどのような方たちが勤務状況になっているのかということも確認したいと思ひます。まずは以上2件お願ひいたします。

○須藤委員長 山本委員に申し上げます。ただいまの質問は、この本条例に関連していると言えれば関連しているわけですが、消費税の税率アップに関連した議案上程でございますので、その内容が課長が答弁できる範囲でよろしいですね。（「はい」）の声あり

では、都市計画課長。

○榎本都市計画課長 ただいま御質問にありました、指定管理者について。駐輪場の指定管理者、

こちらは牛久都市開発でございますが、この指定管理者とした経緯と今の契約が何年契約かということにまずお答えいたします。

民間事業者の有する能力を活用し、利用者のニーズに沿って効率的にサービスの向上や経費節減などを図るために、地方自治法に基づく指定管理者制度を活用し、平成26年度に公募を行い牛久都市開発株式会社を指定管理者といたしました。

現在の指定管理の期間は5年間で、平成27年度から本年度までとなっております。

続きまして、指定管理とすることのメリットについてお答えいたします。指定管理者に管理を委任することで牛久市の業務のスリム化を図り、民間ならではの創意工夫や経営努力により、さらなるサービスの向上を図ることができるとして、それを指定管理者のメリットと考えてございます。

続きまして、駐輪場の管理について、どのような人が担当しているかということなんですが、駐輪場の管理はそれぞれの駐輪場に管理室がございまして、そちらに牛久都市開発株式会社の契約している社員が対応しております。

勤務体系としては、曜日ごとに午前もしくは午後に窓口対応しておりまして、その窓口対応の合間に施設内の清掃等を行っているというふうに伺っております。内容は以上になります。

○須藤委員長 山本委員に申し上げます。ここの議案はあくまでも消費税税率に関するものでございますので、御意見等、それからそれを深く掘り下げるのであれば一般質問等をお願いしたいと思いますが、もし今の件で不明な点があった再質問ということであれば、再質問というか質疑であれば御発言をお願いいたします。

○山本委員 わかりました。では再質問はまた後ほどということにさせてもらって、また別の質問なんですが、この定期駐車と一時駐車というのがこの表のほうに載っているんですけども、これそれぞれの近年の収入の推移というものがどうなっているのか、また傾向ですね、定期利用と一時駐車の利用の傾向というものがその収入からわかれば教えていただきたいと思います。以上です。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 収入の推移ということでございますが、過去4年間、指定管理者のほうから報告ある金額といたしましては、定期利用は年当たりの収入が1,230万円から1,330万円を推移しており、また一時利用は320万円から335万円、傾向としてはおおむね横ばいの傾向となっておりますが、牛久駅東口につきましては若干定期利用の方の減少の傾向が見られます。以上です。

○須藤委員長 ほかにありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第6号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第7号、牛久市放置自転車等防止に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第7号について提案者の説明を求めます。都市計画課長。

○榎本都市計画課長 では議案第7号、牛久市放置自転車等防止に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、先ほどの6号議案と同様に、消費税の税率が8%から10%に改正されることに伴いまして、指定区域に放置された自転車を移動し保管した場合の費用について、料金の改正を行うものでございます。説明は以上でございます。

○須藤委員長 これより議案第7号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第7号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第13号、牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第13号について提案者の説明を求めます。廃棄物対策課長。

○栗山廃棄物対策課長 廃棄物対策課の栗山です。よろしくお願いいたします。

議案第13号、牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、一般廃棄物の発生を抑制し再生利用を促進するとともに、一般廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民のよりよい快適な生活環境の創造を目指した循環型社会の実現に資することを目的としたものであります。

今回の改正は、消費税及び地方消費税を合わせた税率が8%から10%に改正されることに伴い、牛久クリーンセンターへ直接搬入する粗大ごみや特定家庭用機器及び使用済みパーソナルコンピュータは除かれますが、一般廃棄物処理手数料を家庭系一般廃棄物50キロを超えた場合、10キロを超えるごとに162円を165円に改正するものであり、特定家庭用機器及び使用済みパーソナルコンピュータを除く事業系一般廃棄物についても、消費税の改正に伴い10キロ以下は237円を242円へ、10キロを超えるごとに237円を242円へ改正するものであります。

また、粗大ごみの収集手数料、特定家庭用機器、使用済みパーソナルコンピュータの収集運搬手数料についても、別表のとおり消費税の改正に伴い改正するものであります。以上です。

○須藤委員長 これより議案第13号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第13号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第14号、牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第14号について提案者の説明を求めます。廃棄物対策課長。

○栗山廃棄物対策課長 続きまして議案第14号、牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、清掃工場及びリサイクルプラザの設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的としております。

今回の改正は、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に改正されることに伴い、リサイクルプラザで不用品の委託販売の申請をしようとする者に対する手数料を、現行の5.4%限度額540円を、5.5%限度額550円に改正するものであります。

ただ、現在は再生家具等のリサイクル販売はクリーンセンターの一部を提供して、牛久市シルバー人材センターが独立して事業を実施しているため、不用品の委託販売は行っておりません。

ただ、現在の形態を維持していくためには、シルバー人材センターにおいて家具等の修理ができる人材等の確保が必要となってくるため、人材の確保が困難になり事業の継続が困難になった場合を想定して、この条例を残しております。

また、研修室等がクリーンセンターにございますが、その牛久クリーンセンター内のリサイクルプラザの施設を使用する者に対して、使用料を別表のとおり消費税の改正に伴い改正するものであります。以上です。

○須藤委員長 これより議案第14号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第14号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第15号、牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第15号について提案者の説明を求めます。道路整備課長。

○藤木道路整備課長 道路整備課、藤木です。よろしく願いいたします。

私のほうから、議案第15号、牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

今回の改正につきましては、10月の消費税の改正に伴うものでございまして、条文中にございます1.08を1.1に改めるものでございます。以上です。

○須藤委員長 これより議案第15号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 この条例の改正は、占用期間が一月未満ということになっているんですが、具体的にはどういった例がこの一月未満には考えられるのかを伺います。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 山本委員の御質問にお答えいたします。

短期間で行われるこの占用に関してある案件を例えますと、牛久駅の駅前広場とかでどんど祭りですとか、そういったイベント関係がやはり短期間で行われるものになります。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、年間大体、牛久市の場合何件ぐらいこの該当するのがあるのか、金額とか件数、おおよそのものがわかればお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 再度の御質問にお答えします。

年間ですと、実際に占用料が発生しているものについてはございません。今お話ししましたようなイベント等につきましては、牛久市が後援になっていることもございますし、行事等について15日未満の場合は免除になる規定もございますので、占用料が発生している案件はございません。

実際、イベントとしては3件程度だと、今覚えている範囲ではそうなります。済みません、以上です。

○須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第15号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第16号、牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第16号について提案者の説明を求めます。都市計画課長。

○榎本都市計画課長 都市計画課、榎本でございます。

議案第16号、牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

こちらは、市内14カ所ある市営駐車場の利用料の改定になります。

改正内容は、さきに御説明いたしました駐輪場と同様に、利用料金を現行の金額に108分の110を乗じて10円未満を切り上げた額に改正するもので、資料に示したとおり利用料は別表にまとめられておりますので、別表全体を改正するという内容となっております。

また、別表中、牛久駅かっぱ第2駐車場にございます時間貸しの駐車場につきましては、現金支払いの利便性なども鑑み、料金は据え置きとしております。以上です。

○須藤委員長 これより議案第16号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 済みません、これも先ほどの駐輪場と同じで、月決め利用とそれから一時的な時間貸し、これのそれぞれの最近の収支をお聞きかせいただきたいと思います。

それから、この指定管理者としてこの駐輪場と駐車場を牛久都市開発が管理していると思うんですが、収支ですね、両方合わせた収支、収入に対して支出を差し引いた収益ですか、ごめんなさい、収益が近年どれほどあるのかということをお伺いいたします。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

駐車場の収入の推移につきましては、定期利用の駐車場の区画がほぼ埋まっていることがありまして、過去4年間ほぼ1,530万円前後で横ばいとなっております。

また、一時利用につきましても、100万円前後の金額で横ばいで推移しております。

2つ目の質問でございました、駐車場と駐輪場を合わせた収支、こちらにつきましては指定管

理者からの決算報告書の中での数字となりますが、平成27年度が1,165万3,790円の黒字、平成28年度909万5,284円、平成29年度1,410万8,075円、平成30年度1,343万4,268円となっております。以上になります。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 この収益、1千万円ほど出ているんですが、この収益というのは具体的に何に使うことになっているのか。多分、まちづくり事業とかになるのだと思うのですが、そこら辺をちょっと確認したいと思います。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 ただいま御質問にございましたまちづくり事業ということなんですが、こちらは指定管理者の創意工夫の中で、自主事業として行うこととなっております、特にこの収支の収益を充てるというそういう規定はございません。

ただ、指定管理者と市との契約の中では、まちづくり事業を行うということで契約を行っていることはございます。以上になります。

○須藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第16号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第18号、牛久市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第18号について提案者の説明を求めます。建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水道課、野島でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第18号、牛久市下水道条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

今回の条例改正につきましては、本年10月に予定されております消費税率の引き上げに伴い、下水道使用料について改正するものでございます。

条例の改正箇所といたしましては、使用料の部分のみですので別表のみの改正となります。

別表中の基本料金につきまして1,080円を1,100円に、同表の超過料金につきまして108円を110円に、129円を132円に、151円を154円に、172円を176円に改めるものでございます。以上でございます。

○須藤委員長 これより議案第18号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第18号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第23号、令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第23号について提案者の説明を求めます。建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 それでは議案第23号、令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして御説明いたします。

議案書の8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

款3国庫支出金項1国庫補助金目1下水道事業費国庫補助金節1下水道建設費補助金でございますが、こちら国からの交付金の追加交付という形の内示を受けまして増額補正をし、令和2年度に予定をしておりました事業を前倒しして実施するものでございます。

旧浸水対策補助として3,503万円、旧地震対策補助として320万円、合計3,823万円を増額するものでございます。

次にその下になります、款8市債項1市債目1下水道建設債節1下水道建設債、こちらにつきましても、先ほど御説明しました国からの交付金の増額を受けまして、市負担分として増額補正するものでございます。

公共下水道（汚水）事業債、こちらで327万円、公共下水道（雨水）事業債、こちらで3,503万円、合計3,830万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。同じページの下欄になります。

歳出につきましても、先ほど歳入で御説明しました国からの交付金、こちらの追加交付の内示を受けまして増額補正をし、令和2年度に予定をしておりました事業を前倒しして実施するものでございます。

款1下水道事業費項1下水道管理費目2維持管理費0102「ポンプ場施設を維持管理する」におきまして、岡見第一汚水ポンプ場の電気設備改築工事として647万円の増額、款1下水道事業費項2下水道建設費目2公共下水道（雨水）建設事業費0106「下町第五雨水幹線を布設する」におきまして、管渠布設工事として7,006万円の増額、合計7,653万円を増額するものでございます。以上でございます。

○須藤委員長 これより議案第23号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は全て終了ということになります。

続いて、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第6号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時32分閉会